

## 渡嘉敷村「新しい生活様式」支援補助金 受付要項

### ■趣旨

この要項は、渡嘉敷村「新しい生活様式」支援補助金交付要綱に基づき、新しい生活様式に対応した感染予防等に取り組む事業者に補助金を交付することに関し、必要な事項を定める。

### ■対象要件

- ① 令和3年4月1日時点で、渡嘉敷村内に事業所があり、営業の実態がある法人、個人事業者。
- ② 補助金申請日又は交付決定日において、倒産又は廃業していない事業者。また、今後も事業を継続する意思のある事業者。
- ③ 独自の「新しい生活様式」に対応した感染予防等に関するガイドライン（以下ガイドライン）を策定し、それを遵守し、感染拡大防止対策に取り組む事業者。
- ④ 村税又は公共料金等の未納、滞納がないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと。

### ■補助対象経費

事業所又は店舗のうち、不特定多数の方が利用するエリア（客席、客室、待合所、売場、スタッフルーム等）に対して、令和3年4月1日から申請日までに支払った新型コロナウイルス感染症の拡大防止に必要な衛生設備の導入等に関する経費のうち、下記の補助対象経費（渡嘉敷村「新しい生活様式」支援補助金交付要綱 別表第1）に記載する経費とする。

### ■補助金の額

- ・ 補助対象経費 合計金額（税抜き）の5分の4を補助（上限15万円）します。
- ・ 1事業所につき申請は1回限りとします。

## ■申請期間および申請方法

申請期間 : 令和3年6月17日から令和3年10月18日  
申請方法 : 郵送又は持参

### ・郵送の場合

すべての申請書類を下記の宛先に郵送して下さい。

〒901-3592 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地  
渡嘉敷村役場 観光産業課（事業者支援補助金 受付窓口）宛

### ・持参の場合

渡嘉敷村役場 観光産業課 Tel 987-2333  
事業者支援補助金 受付窓口  
受付時間 9:00~11:30、13:00~16:30（土・日、祝日は除く）

## ■提出書類

☆提出に必要な申請書等は、**村役場 観光産業課 窓口でお受け取り**になるか、**渡嘉敷村ホームページからダウンロード**して下さい。

- (1) 渡嘉敷村「新しい生活様式」支援補助金交付申請書(兼請求書) (様式第1号)
- (2) 申請する対象経費の一覧 (様式第2号) ※添付資料として、領収書などの証拠書類
- (3) 誓約書 (様式第3号)
- (4) 確定申告書 (令和2年分) の写し
- (5) 営業の実態がわかる書類 ※1  
(法令等が求める営業に必要な許可書、個人事業の開業届、法人登記簿等の写しなど)
- (6) 独自の「新しい生活様式」に対応した感染予防等に関するガイドラインの写し※1
- (7) 事業の業種に応じたチェックシート ※1
- (8) 本人確認書類の写し (運転免許証、パスポートなど) ※1
- (9) 振込先口座の写し ※1  
(通帳の表紙及び表紙うら面の写し※口座番号、氏名が確認できる箇所)

※1 渡嘉敷村「新しい生活様式」に対応した感染予防等協力金の申請を行った事業者は、記載内容に変更等が無い場合に限り、上記(5),(6),(7),(8),(9)の書類提出は不要とする。

※2 提出前に、必要書類の確認をお願い致します。

## ■通知、交付の決定等

本補助金の要件に合致することを申請書等により確認のうえ、申請者立ち会いのもと、事業所の直接確認を実施します。審査の結果、本補助金を交付する旨の決定をしたときは、交付に関する通知（交付決定通知書）を、本補助金を支給しない旨の決定をしたときは、不交付に関する通知（不交付決定通知書）を送付します。

## ■その他

本補助金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、申請者は本補助金を返還していただきます。

## 補助対象 経費

### 補助対象経費 目的別一覧

	目的	内容
衛生設備	飛沫感染防止	飛沫感染防止パネルの設置
		透明ビニールカーテンの導入
		つい立て、仕切り等の設置
		テーブルやイスの導入
		その他、飛沫感染防止対策に係る備品購入、整備等
	消毒	自動手指消毒器の設置
		自動ソープディスペンサー設置
		食器洗浄機の導入
		その他、消毒設備に関する物品購入、整備等
	換気の改善	換気扇の設置
		空気清浄機（ウイルス対策可能なもの）の設置
		扇風機（サーキュレーター）の導入
		エアコン（換気やウイルス対策可能なもの）の導入
		窓設置工事
		その他、換気の改善に関する物品、整備等
	衛生管理	非接触型体温計の購入
		サーモカメラの導入
		抗菌・抗ウイルスコーティングの施工
		その他、衛生管理に関する物品購入、整備等
	その他	セルフレジの導入
キャッシュレス化対応機器の導入		
テレワーク器材（PC用カメラ、wi-fi設備等）の導入及び設置		
その他、感染予防に関する物品購入、整備等		

## 補助対象外 経費

- 見積書、請求書、領収書などの証拠書類が提出できない経費
- 衛生用品などの消耗品（マスク、ゴーグル、フェイスシールド、消毒用アルコール、清掃用クロス・ウェス、ゴム手袋等）
- 汎用性があり目的外で使用可能なもの（ただし、感染症対策のための費用は除く）
- 既存施設の劣化、故障等による修繕  
（ただし、感染症対策のための費用は除く）